

SAGA2024鹿島市輸送・交通業務実施要項

1 目的

この要項は、「SAGA2024鹿島市輸送・交通・警備・消防防災基本計画」に基づき、鹿島市で開催されるSAGA2024（以下「大会」という。）における輸送・交通業務の実施について、万全を期すため必要な事項を定める。

2 実施方針

SAGA2024鹿島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、SAGA2024実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道員、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他、実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送・交通業務の実施期間

輸送・交通業務の実施期間は原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

(3) 輸送・交通業務の範囲

- ア 輸送・交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他 SAGA 国スポ関連諸行事の会場（以下「競技会場」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技会の運営に著しく支障が生じる場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、原則として当該輸送・交通業務の範囲が近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）の場合は行わない。ただし、地域の交通事情等が勘案し、必要と認められる場合は、この限りではない。

4 輸送計画の策定

実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻を内容とする輸送計画を策定する。輸送計画の策定にあたっては、次のとおりとする。

- ア 輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係期間・団体等と協議のうえ、指定集合地を設定する。
- イ 輸送経路は、参加人員、時間帯等に応じて設定する。
- ウ 計画輸送で使用する車両は、借上げバス及びタクシーとする。
- エ 必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、競技会場への誘導案内を行う。
- オ 広域配宿によって鹿島市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する選手・監督、役員等の輸送を実施する。
- カ 同一競技が2市町以上の会場地で行われる場合は、関係会場地の実行委員会と協議のうえ、必要な輸送手段を講じる。
- キ 一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、必要な措置を講じる。
- ク 競技会場、練習会場、集合地等にバス・タクシー等の乗降所を設置するときは、輸送対象者の利便と安全を図るため、必要に応じて係員を配置する。

5 輸送力の確保

- (1) 実行委員会は、必要な輸送力を確保するため、県実行委員会、関係機関・団体等（以下「県等」という。）の協力を得るものとする。
- (2) 実行委員会は、輸送の効率化を図るため、県等に対し、臨時バスの運行、バス路線の変更、停留所の臨時設置等を要請するものとする。
- (3) 実行委員会は、国スポ期間中の緊急事態に備えるため、予備車の確保を図る。

6 交通業務

(1) 交通規制

実行委員会は、競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じるとともに輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地に誘導するために、必要に応じて、主要道路、競技会場等及びその周辺、駐車場に案内・誘導看板等を設置する。

(2) 交通整理

実行委員会は、輸送対象者の安全並びに競技会場等及びその周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

また、交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

(3) 指定駐車場の確保

実行委員会は、輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体等の協力を得て、競技会場等及びその周辺に必要な指定駐車場の確保を努めるとともに、指定駐車場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行など必要な措置を講じ、事故を防止するため、指定駐車場に係員を配置し、適切な誘導を行う。

また、利用者を限定する必要がある指定駐車場を利用するものに対しては、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを明示することにより適切な車両誘導及び指定駐車場の円滑な管理運営を図る。

(4) 交通安全対策

実行委員会は、国スポ期間中の環境への負荷の軽減及び交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対しては、公共交通機関の利用の推進及び自家用車での来場自粛を働きかけるとともに、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車の防止及び自家用車利用の自粛等の啓発を行う。

(5) 道路機能の保全

大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策及び輸送・交通業務の実施期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、道路管理者へ協力を求める。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、輸送・交通業務の実施について必要な事項は、別に定める。

(2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における輸送・交通業務の実施についても、必要に応じて、この要項を準用する。